


(地 101) (健Ⅱ 111)
令和 2 年 5 月 13 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏
城 守 国 斗



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある
規定の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課等の四課連名により、各都道府県等衛生主管部（局）宛に
標記の通知が発出されるとともに本会に対してその周知方依頼がありました。

本件は、政府において 4 月 17 日付で、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令し
た等の状況を踏まえ、医療法等における期限の定めのある規定の取扱いにつき、整理したもの
です。

本文の 1. 医療法人等の業務に係る医療法上の履行期限では、新型コロナウイルス感染症の
影響により、決算や文書の作成・承認等、本事務連絡に示された文書及びその手続について、
業務に現に支障が生じている場合等は、当該支障がなくなり次第、可能な限り速やかに履行す
ることとされています。なお、各都道府県は、必要に応じて支障についての状況を把握し、目
途等について確認することとされています。

2. 医療機関等の開設等に係る法令上の履行期限についても、当該支障がなくなり次第、可
能な限り速やかに履行することとされています。このうち医療機関については、病院等の休止
及びその届出(医療法第 8 条の 2 第 2 項)、病院等の廃止の届出(医療法第 9 条)が対象とされてい
ます。また、各医療機関等から都道府県等への事前の情報提供を求めるものとし、管下の医療
機関等に生じている支障について状況を把握し、必要に応じて、最新の状況や履行の目途等
について確認を行うこととされています。

なお、医療機関の開設に関しては、本会より令和 2 年 4 月 21 日付(地 61)(健Ⅱ 60)の文書をも
ってご案内している「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」
の通り、「医療機関の開設に係る許可の申請又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差
し支えない」こと申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市
区医師会等や関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある規定の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛てに発出いたしました。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、貴会会員各位への周知を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月24日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある規定の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大するとともに、そのまん延状況を踏まえて、政府においては、4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、5月6日までの間、全国的に新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令したところです。

こうした状況を踏まえ、各医療機関等において円滑な業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、医療法（昭和23年法律第205号）等における期限の定めのある規定の取扱いについて、下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、適切にご対応いただくようお願い致します。

記

1. 医療法人等の業務に係る医療法上の履行期限について

医療法人等の業務に係る医療法上の履行期限については、原則として以下の各規定に従って運用するものであること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により決算に関する会計処理、監査報告書の作成、社員総会又は評議員会の開催等各医療法人等や公認会計士等の業務に現に支障が生じている場合等には、当該支障がなくなり次第、可能な限り

速やかに履行すること。

また、各都道府県は貴管下の医療法人等に生じている支障について状況を把握し、必要に応じて、最新の状況や履行の目途等について確認を行うこと。

- ・医療法人の設立等の登記（医療法第43条、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条）
- ・医療法人の監事による監査報告書の社員総会等への提出等（医療法第46条の8）
- ・医療法人の事業報告書等の作成、監事等の監査、理事会の承認等（医療法第51条）
- ・医療法人の事業報告書等の社員総会等への提出等（医療法第51条の2）
- ・医療法人の事業報告書等の公告（医療法第51条の3）
- ・医療法人の事業報告書等の備置、閲覧（医療法第51条の4）
- ・医療法人の事業報告書等の都道府県知事への届出（医療法第52条）
- ・医療法人の理事による破産手続開始の申立て（医療法第55条）
- ・医療法人の清算人による債権者に対する催告（医療法第56条の8）
- ・医療法人の清算人による清算中の破産手続開始の申立て及び公告（医療法第56条の10）
- ・医療法人の吸収合併契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第58条の3）
- ・医療法人の吸収合併契約に関する債権者に対する催告（医療法第58条の4）
- ・医療法人の新設合併契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第58条の3、第59条の2）
- ・医療法人の新設合併契約に関する債権者に対する催告（医療法第58条の4、第59条の2）
- ・医療法人の吸収分割契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第60条の4）
- ・医療法人の吸収分割契約に関する債権者に対する催告（医療法第60条の5）
- ・医療法人の新設分割契約に関する書面等の作成、備置及び閲覧（医療法第60条の4、第61条の3）
- ・医療法人の新設分割契約に関する債権者に対する催告（医療法第60条の5、第61条の3）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の作成、監事等の監査、理事会の承認等（医療法第51条、第70条の14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の社員総会等への提出等（医療法第51条の2、第70条の14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の公告（医療法第51条の3、第70条の14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の備置、閲覧（医療法第51条の4、第70条の14）
- ・地域医療連携推進法人の事業報告書等の都道府県知事への届出（医療法第

52条、第70条の14)

- ・地域医療連携推進法人の理事による破産手続開始の申立て（医療法第55条、第70条の15）
- ・地域医療連携推進法人の清算人による債権者に対する催告（医療法第56条の8、第70条の15）
- ・地域医療連携推進法人の清算人による清算中の破産手続開始の申立て（医療法第56条の10、第70条の15）
- ・社会医療法人の認定実施計画の実施状況等の提出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の5）
- ・医療法人の監事の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則（昭和23年厚生省規則第50号）第33条の2の4）
- ・医療法人の公認会計士等の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則第33条の2の6）
- ・地域医療連携推進法人の監事の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則第33条の2の4、39条の22）
- ・地域医療連携推進法人の公認会計士等の監査報告書の通知期限等（医療法施行規則第33条の2の6、39条の22）

2. 医療機関等の開設等に係る法令上の履行期限について

各法令上の医療機関等の開設等に関する下記手続の履行期限について、新型コロナウイルス感染症の影響により現に支障が生じている場合等には、当該支障がなくなり次第、可能な限り速やかに履行すること。

また、各医療機関等から都道府県等への事前の情報提供を求めるものとし、貴管下の医療機関等に生じている支障について状況を把握し、必要に応じて、最新の状況や履行の目途等について確認を行うこと。

なお、医療機関開設時の手続等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和2年4月17日付厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）に基づき適切に対処されたい。

- ・助産所の開設の届出（医療法第8条）
- ・病院等の休止及びその届出（医療法第8条の2第2項）
- ・病院等の廃止の届出（医療法第9条）
- ・歯科技工所の開設等の届出義務（歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項及び第2項）
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設等の届出（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項及び第2項）
- ・柔道整復師の施術所の開設等の届出（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項及び第2項）

<照会先>

(1. について)

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係

(代表) 03-5253-1111 (内線 2676) (直通) 03-3595-2261

(2. について)

医政局総務課企画法令係

(内線 : 4102) (直通) 03-3595-2189

医政局医事課企画法令係

(内線 4144) (直通) 03-3595-2196

医政局歯科保健課

(内線 2618) (直通) 03-3595-2205